

令和 7 年矢巾町議会定例会 4 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (4 月 28 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○常任委員会委員の選任について	7
○議会運営委員会委員の選任について	10
○報告第 3 号 古館橋橋梁補修その 2 工事請負契約の変更に関する専決処分に係 る報告について	12
○報告第 4 号 町道谷地線交通安全施設整備その 2 工事請負契約の変更に関する 専決処分に係る報告について	13
○報告第 5 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告につい て	14
○報告第 6 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 11 号) の専決処分に係 る報告について	16
○報告第 7 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分に係る報告について	21
○報告第 8 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専 決処分に係る報告について	23
○報告第 9 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	25

○報告第 1 0 号	令和 6 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	…… 2 6
○報告第 1 1 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	…………… 2 7
○報告第 1 2 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	…………… 2 7
○議案第 3 3 号	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて	…………… 2 9
○議案第 3 4 号	財産の取得に関し議決を求めることについて	…………… 3 0
○議案第 3 5 号	令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について	…………… 3 2
○議員の派遣について		…………… 3 6
○散 会		…………… 3 7
○署 名		…………… 3 9

議 案 目 次

令和 7 年矢巾町議会定例会 4 月会議

1. 常任委員会委員の選任について
2. 議会運営委員会委員の選任について
3. 報告第 3 号 古館橋橋梁補修その 2 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第 4 号 町道谷地線交通安全施設整備その 2 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
5. 報告第 5 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
6. 報告第 6 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分に係る報告について
7. 報告第 7 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に係る報告について
8. 報告第 8 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に係る報告について
9. 報告第 9 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
10. 報告第 10 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
11. 報告第 11 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
12. 報告第 12 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
13. 議案第 33 号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
14. 議案第 34 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
15. 議案第 35 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について
16. 議員の派遣について

令和 7 年矢巾町議会定例会 4 月会議議事日程（第 1 号）

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 常任委員会委員の選任について
- 第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 第 5 報告第 3 号 古館橋橋梁補修その 2 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 4 号 町道谷地線交通安全施設整備その 2 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 5 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 8 報告第 6 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分に係る報告について
- 第 9 報告第 7 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に係る報告について
- 第 1 0 報告第 8 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に係る報告について
- 第 1 1 報告第 9 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 1 2 報告第 1 0 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 1 3 報告第 1 1 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 1 4 報告第 1 2 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 1 5 議案第 3 3 号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 1 6 議案第 3 4 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第 1 7 議案第 3 5 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	高橋恵	議員	２番	高橋敬太	議員
３番	横澤駿一	議員	４番	ササキマサヒロ	議員
５番	吉田喜博	議員	６番	藤原信悦	議員
７番	齊藤勝浩	議員	８番	小川文子	議員
９番	木村豊	議員	１０番	小笠原佳子	議員
１１番	山本好章	議員	１２番	高橋安子	議員
１３番	水本淳一	議員	１４番	村松信一	議員
１５番	昆秀一	議員	１６番	赤丸秀雄	議員
１７番	谷上知子	議員	１８番	廣田清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
未来戦略課長	花立孝美	君	総務課長	田村英典	君
企画財政課長	田中館和昭	君	税務課長	飯塚新太郎	君
町民環境課長	佐々木美香	君	福祉課長	菅原保之	君
健康長寿課長	佐々木智雄	君	こども家庭課長	村上純弥	君
産業観光課長	村井秀吉	君	道路住宅課長	田口征寛	君
農業委員会事務局長	細越一美	君	上下水道課長	吉岡律司	君
会計管理者兼出納室長	水沼秀之	君	教育長	菊池広親	君

学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長

高橋雅明君

文化スポーツ
課長

高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

議会事務局長
補佐

千葉欣江君

主任主事 渋田稀結君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開します。

これより4月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

14番 村 松 信 一 議員

15番 昆 秀 一 議員

16番 赤 丸 秀 雄 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月18日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 常任委員会委員の選任について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、矢巾町議会委員会条例第7条第4項の規定により、ただいま

お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

職員に名簿を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただいま指名したとおり決定いたします。

直ちに常任委員会の委員長、副委員長の互選に入ります。それぞれの委員会に分かれて互選をしていただき、委員長、副委員長が決まりましたら、当職まで報告願います。

それでは、直ちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

なお、常任委員会は休憩中に行います。また、委員長の互選の職務は、各常任委員会の年長委員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前 10 時 05 分 休憩

—————
午前 10 時 50 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

各常任委員会で互選された結果、委員長、副委員長は次のとおりであります。

総務常任委員会委員長、高橋安子委員、副委員長、横澤駿一委員。

産業建設常任委員会委員長、赤丸秀雄委員、副委員長、高橋敬太委員。

教育民生常任委員会委員長、小川文子委員、副委員長、水本淳一委員。

予算決算常任委員会委員長、昆秀一委員、副委員長、齊藤勝浩委員。

広報広聴常任委員会委員長、藤原信悦委員、広報分科会副委員長、山本好章委員、広聴分科会副委員長、小笠原佳子委員。

以上であります。

ここで選出された委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

総務常任委員会委員長、高橋安子委員長。

○総務常任委員会委員長（高橋安子議員） 再度総務常任委員長を仰せつかりました高橋安子

といいます。皆様のご意見を聞きながら頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、総務常任委員会、横澤副委員長。

○総務常任委員会副委員長（横澤駿一議員） 1期目ながら副委員長に推薦いただきまして、これまで以上に町民の福祉向上のために委員長を支えながら取り組んでいきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 産業建設常任委員会、赤丸秀雄委員長。

○産業建設常任委員会委員長（赤丸秀雄議員） 産業建設常任委員長を仰せつかりました赤丸秀雄です。町内の産業の活性化に何が必要か、メンバー共々調査し、勉強し、対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 産業建設常任委員会、高橋敬太副委員長。

○産業建設常任委員会副委員長（高橋敬太議員） 産業建設常任副委員長に推薦していただきました高橋敬太です。私も、まだ1期目ではございますが、皆様にご期待をいただきましたので、赤丸委員長を支えて、まず調査研究をしっかりとやっていきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 教育民生常任委員会、小川委員長。

○教育民生常任委員会委員長（小川文子議員） 教育民生常任委員長を仰せつかりました小川文子です。矢巾町教育環境の充実、子どもたちが安心して学べる環境づくりのために頑張りたいと思ひます。委員の皆さんのご意見もしっかり伺って頑張ります。よろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） 教育民生常任委員会、水本淳一副委員長。

○教育民生常任委員会副委員長（水本淳一議員） 副委員長を仰せつかりました水本です。前期に続きまして、後期もなお一層頑張りたいと思ひますので、よろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） 予算決算常任委員会、昆秀一委員長。

○予算決算常任委員会委員長（昆 秀一議員） 引き続き予算決算常任委員会委員長を仰せつかりました昆秀一でございます。予算は、町の大事な核となるものがございます。より厳しく、町の予算決算について研究調査等をしてまいりたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 予算決算常任委員会、齊藤勝浩副委員長。

○予算決算常任委員会副委員長（齊藤勝浩議員） 私も初当選組で、まだ2年ということで、

手元いろいろまだまだ分からないことがたくさんあります。ですけれども、推薦いただきまして、ベテランの昆秀一議員の教えを賜りながら、足を引っ張らないように勉強しながら進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 広報広聴常任委員会、藤原信悦委員長。

○広報広聴常任委員会委員長（藤原信悦議員） 引き続きまして、2年間委員長を務めさせていただきます。どうしてもこの委員会は、町民と議会との窓口、パイプ役になりますので、より充実した形で活動できるように協力しながら頑張っていきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 広報広聴常任委員会広報分科会、山本好章副委員長。

○広報広聴常任委員会広報分科会副委員長（山本好章議員） 何とか広報のほう今までやってなかった、広聴のほうだったのですけれども、広報のほうでいろいろ紙面等、また工夫できるような形で進められることができればいいのかというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 広報広聴常任委員会広聴分科会、小笠原佳子副委員長。

○広報広聴常任委員会広聴分科会副委員長（小笠原佳子議員） 広聴の副委員長ということで、今年は本当に在り方委員会としても活動が活発になると思いますので、ぜひ議員皆さんで町民との絆を強くして、いろんなことを取り組んでいきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） よろしくお願いします。

当町には、委員会条例がしっかりありますので、そこを皆さん、もう一度、いま一度確認して各委員の責務を遂行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで挨拶を終わります。

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

名簿の配信をしますので、ちょっとお待ちください。

（名簿配信）

○議長（廣田清実議員） 議会運営委員会の選任についても矢巾町議会委員会条例第7条第4項の規定により、ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

職員に名簿を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の選任については、ただいま指名したとおり決定いたしました。

それでは、直ちに議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

委員長、副委員長が決まりましたら当職まで報告願います。

なお、議会運営委員会は休憩中に行い、また委員長の互選の職務は年長委員が取り仕切って行うようお願いします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前 10 時 59 分 休憩

—————

午前 11 時 15 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

議会運営委員会で互選された結果、委員長、副委員長は次のとおりであります。

議会運営委員会、村松信一委員長、議会運営委員会、水本淳一副委員長。

ここで選任された委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

議会運営委員会、村松信一委員長。

○議会運営委員会委員長（村松信一議員） ただいま議会運営委員長を仰せつかりました村松信一でございます。議会運営は、議長の諮問に関する事項及び議会の運営に関する事項の調査、それから審査を行い、円滑で効率的な議会運営のため、答申を議長に行うこととなりますが、委員各位のご協力をいただきながら、議会運営に努めてまいりますので、委員の皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 議会運営委員会、水本淳一副委員長。

○議会運営委員会副委員長（水本淳一議員） 引き続き副委員長を仰せつかりました。引き続き委員長の補佐をしっかりできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） これで挨拶を終わります。

なお、本日選任されました各常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、矢巾町議会委員会条例第4条の規定により、現在の委員任期終了後の令和7年5月9日からとなることを申し添えます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時16分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第5 報告第3号 古舘橋橋梁補修その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、報告第3号 古舘橋橋梁補修その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 古舘橋橋梁補修その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

令和6年3月18日の矢巾町議会定例会3月会議にてご可決を賜りました古舘橋橋梁補修その2工事につきましては、百万石建設株式会社代表取締役、水本慶と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に進んでいたところでありますが、現地精査の結果、工事の内容に変更を要したところであります。

主な変更内容は、現地精査の結果による橋脚巻き立て工の工法変更、断面修復工及び表面含浸工の数量変更、通行者、通行車両の安全確保のための交通誘導員の人数変更及び仮設材運搬の運搬距離が短くなったことによる変更を行ったことにより、総額で工事費が減額になったものであります。

その結果、変更前の契約金額8,250万円を35万8,600円減額し、変更後の契約金額を総額で8,214万1,400円とするものであります。

なお、これらのことについては、令和7年3月19日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町

長専決条例第2条第1号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 大分時間がかかっている工事のような気がいたします。時間を要しているように思いますが、この工事はいつから始まって、いつ頃に終わる予定なのか、お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

工事につきましては、令和6年3月18日に議会の議決をいただきまして、契約の工事に着手しておりますが、工事につきましては令和7年3月24日に完了しておりまして、翌25日に完成検査のほうを行っております。工事のほうは完了しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

日程第6 報告第4号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、報告第4号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 町道谷地線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

令和6年9月20日の矢巾町議会定例会9月会議にてご可決を賜りました町道谷地線交通安

全施設整備その2工事につきましては、百万石建設株式会社代表取締役、水本慶と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に進んでいるところでありますが、現地精査の結果、工事の内容に変更を要したところであります。

主な変更内容は、取付けされる町道の敷砂利を実施したほか、舗装の仕上がりに合わせてマンホール高さの調整及び工事中の安全を強化するための交通誘導員を増員したことにより、総額で工事費が増額になったものであります。

その結果、変更前の契約金額7,480万円を283万300円増額し、変更後の契約金額を総額で7,763万300円とするものであります。

なお、これらのことについては、令和7年3月24日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定により専決処分をしましたので、同法180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第7 報告第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る
報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、報告第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の令和7年度税制改正の大綱に基づき、地方税法同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、軽自動車税、町たばこ税及び国民健康保険税等に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、令和8年度課税分より生

計を1つにする配偶者以外の19歳以上23歳未満の親族について、所得等の要件を満たす者を対象に特定親族特別控除が創設されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、軽自動車税につきましては、道路運送車両法施行規則の一部改正により、新たに定められた2輪の原動機付自転車の区分を追加し、その税額を定めるものであります。

また、町たばこ税につきましては、令和8年4月1日以降、加熱式たばこに係る課税方式を改めるものであります。

さらに、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る限度額について、現行の65万円を66万円、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額について、現行の24万円を26万円に改めるとともに、低所得世帯に係る保険料の軽減判定に用いる世帯内被保険者数に乗じる所得額につきましても、それぞれ改正を行うものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例の一部を改正するものであり、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分したので、同法180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 改正については理解しましたが、町税に関わる部分、主な4つの部分について、どれぐらいの影響が出るのか、概算額で構いませんので、おおよそのところの見込みを教えてくださいと思います。

○議長（廣田清実議員） 飯塚税務課長。

○税務課長（飯塚新太郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町民税の部分でございますが、特定親族特別控除、こちらにつきまして、年齢別の所得の統計を取っておりませんので、大まかな試算となりますが、現在町内で該当する方、特定親族の控除を受けていない、入っていない19歳以上23歳未満の方が大体380人いらっしゃいます。こちらの方が全て特定親族特別控除の、所得によって控除の枠が違うのですけれども、その最大の控除額45万円を取った場合が、町民税で1,020万円の減収になる見込みでございます。

こちらにつきましては、あくまでも最大値でそれぞれ380名の方、所得の額も違いますので、こちらはあくまでも最大値ということでご承知いただければと思います。

続きまして、軽自動車税につきましては、該当する車両もまだ出ておりませんので、税額の影響については、まだ分かりかねるという状況でございます。

たばこ税につきましては、こちらは大枠での試算になりますが、令和6年度ベースで計算しますと大体1,000万円弱の増収というふうに見込んでおります。

国民健康保険につきましても、計算がまだということで、こちらにつきましては世帯数のみでのお話となりますが、今回限度額が3万円プラスになったということで、基礎課税分につきましては、限度額に達している世帯が令和6年度ベースで48世帯、後期高齢者支援金分で限度額に達している世帯が40世帯でございます。こちらの方々の金額に影響してくるものと思います。ちょっとこちらにつきましても、正確な金額はまだ現時点ではお示しできないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第8 報告第6号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、報告第6号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第6号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付

税、14款国庫支出金及び15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額し、21款町債について、歳出事業費等の確定に伴い減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、歳入の確定に伴う財源更正を行ったほか、2款総務費の財政調整基金積立事業を増額補正し、3款民生費の児童手当・特例給付事業、4款衛生費の重点対策加速化事業、7款商工費の中小企業支援事業、10款教育費の史跡公園整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,995万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億1,201万2,000円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、1款議会費、4款衛生費及び8款土木費等を追加補正し、7款商工費を増額補正、3款民生費を減額補正するものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） それでは、報告第6号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の詳細についてご説明いたします。

補正第11号は、専決処分でございますので、先ほど提案理由にございましたとおり、歳入の確定による歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為、町債の補正となっております。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明いたしますので、最初に5ページの第2表、繰越明許費補正をお開きください。最初に、追加でございます。1款議会費、1項議会費、矢巾町議会史編さん事業556万円。議会史の完成が令和7年度に入ることからの補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎維持補修事業44万1,000円。PCB処理につきまして、廃棄物処理費用、いわゆるマニフェストの交付が年度を越えるためでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、保健福祉交流センター維持管理事業17万7,000円。先ほどと同様PCB処理に関しての繰越しでございます。

4款衛生費、2項環境衛生費、重点対策加速化事業995万5,000円。令和6年度内に完了し

なかったものと、現時点で執行が見込まれる分についての繰越しでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、橋梁維持補修事業3,928万8,000円。馬場橋補修工事が令和7年度に繰り越されるためでございます。

10款教育費、4 項社会教育費、矢巾町公民館維持補修事業26万5,000円。こちらも P C B 処理に伴うものでございます。史跡公園整備事業127万6,000円。報告書の完成が令和7年度に繰り越されるものでございます。

次に、変更でございます。3 款民生費、1 項社会福祉費、物価高騰対策給付金給付事業、補正後の額でございますが1,130万円。

7 款商工費、1 項商工費、中小企業支援事業（物価高騰対応重点支援分）、補正後が2,900万1,000円でございます。どちらも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正でございます。変更でございます。学校給食調理等業務委託、補正後の限度額でございます。2 億3,942万2,000円。

続きまして、7 ページにお進みください。第4表、地方債補正、変更でございます。道路整備事業、補正後の限度額が2 億5,740万円。史跡公園建設事業、補正後の限度額が3,550万円。共に事業費の確定によるものでございます。

次に、15ページをお開きください。最初に、歳入でございます。2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、補正額35万3,000円の減。

2 項自動車重量譲与税696万4,000円の減。

3 項森林環境譲与税13万円の増。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金34万1,000円の増。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金546万1,000円の増。

次ページをお開きください。5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、項の補正額でございますが1,168万7,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金3,055万3,000円の増。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金171万4,000円の増。

2 款地方譲与税から8 款環境性能割交付金までにつきましては、地方財政計画に基づいて推計した額を予算に計上してまいりましたが、実際に国、県から交付された額との差をこのたび補正するものでございます。

9 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金195万2,000円の増、こちらにつきましては、中小企業者が取得した償却資産、家屋に対する固定

資産税の一部について、課税標準の特例による減収分を補填するものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税7,642万9,000円の増、特別交付税の増でございますが、主な要因といたしまして、除雪経費に対する措置でございます。

次ページに進みまして、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金29万2,000円の減。

12款分担金及び負担金、1項負担金8,000円の減。

14款国庫支出金、1項国庫負担金739万3,000円の減。歳出でもご説明いたしますけれども、見込みが下回ったことが要因でございます。

2項国庫補助金、次ページに進んでいただきまして、項の合計が1,641万8,000円の減。主な要因といたしまして、まず3目のところでございますが、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減3,081万9,000円でございますが、計画していた事業量に対して実際の申請が少なかったためでございます。それから、1つ下の4目のところでございますが、社会資本整備総合交付金（道路）の増1,089万円は、除雪費用に対する補助分でございます。

3項委託金37万9,000円の増。

次ページに進みまして、15款県支出金、1項県負担金463万5,000円の減。国庫負担金と同様に見込みが下回ったためでございます。

2項県補助金、次ページに進んでいただきまして、項の合計が2,738万8,000円の減でございます。主な要因といたしまして、2目のところでございますが、5節のところでございますが、保育対策総合支援事業費補助金620万7,000円の減でございますが、民間保育所の人件費に対する補助の制度でございますが、職員を雇用することができなかったための減となります。少し下のほうに参りまして、4目のところでございますが、集落営農活性化プロジェクト推進事業補助金592万円の減でございますが、こちらは事業採択に至らなかったための減となります。

3項委託金4万3,000円の減。

次ページに参りまして、21款町債、1項町債1,520万円の減。第4表で説明したとおりでございます。

次に、25ページをお開きください。次に、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、項の補正額が1億5,725万4,000円の増でございます。主なものといたしまして、8目のところでございますが、財政調整基金積立事業の増でございます。これによりまして、令和6年度末の残高でございますが、14億6,037万7,000円となるものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、財源更正でございます。

5 項統計調査費、こちらも財源更正でございます。

次ページにお進みください。3 款民生費、1 項社会福祉費、項の合計は次ページになります。322万1,000円の減。

2 項児童福祉費、項の合計は、28ページの上段でございますが、3,674万6,000円の減でございます。主なものといたしまして、申し訳ございません、27ページにお戻りいただきまして、2 目児童措置費のところでございますが、児童措置事業の減でございます。制度改正に伴う対象者の把握が困難であったため、多めに予算計上しておりましたが、実際の給付がそこまでではなかったことからの減となります。

すみません、また28ページに戻っていただきまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費458万3,000円の減。

2 項環境衛生費3,121万1,000円の減。主な要因といたしまして、重点対策加速化事業の減ということで、先ほど歳入でご説明いたしました再エネ推進交付金の減と同じ理由となるものでございます。

次ページに進みまして、6 款農林水産業費、1 項農業費617万5,000円の減。主な要因といたしまして、一番上のところでございますが、集落営農活性化推進事業の減ということで、歳入の説明と同様で事業採択に至らなかったためでございます。

7 款商工費、1 項商工費1,040万円の減。主な要因といたしまして、中小企業者エネルギー価格高騰対応重点支援給付金の減になりますが、実績に合わせたものとなっております。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、財源更正でございます。

5 項住宅費も財源更正でございます。

次ページに進んでいただきまして、10款教育費、4 項社会教育費1,496万6,000円の減でございます。史跡公園整備事業の減でございますが、設計変更、それから入札減等による減でございます。

以上で、令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

日程第9 報告第7号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第5号)の専決処分に係る報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第9、報告第7号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第7号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって国県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

主な歳入につきましては、4款県支出金の普通交付金を減額補正し、特別調整交付金、県繰入金及び特定健康診査等負担金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の一般被保険者療養給付事業及び一般被保険者高額療養費給付事業を減額補正し、3款国民健康保険事業費納付金及び4款保健事業費を財源更正し、5款基金積立金の財政調整基金積立事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,701万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,697万8,000円とするものであります。

これらのことについては、3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長(廣田清実議員) 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長(佐々木智雄君) それでは、報告第7号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって国庫支出金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正及び財源更正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。11ページをお開き願います。2、歳入。3款国庫支出金、1項国庫補助金、項の補正額1,000円の減となります。説明欄記載のとおり、国からの補助金が確定したことに伴い、補助金を減額調整するものでございますが、特別の財政援助及び助成に係る災害等臨時特例補助金につきましては、特別調整交付金により措置されるため皆減するものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、項の補正額2億9,701万6,000円の減となります。説明欄記載のとおりであります。普通交付金につきましては、歳出の保険給付費が見込みよりも少ないことに伴いまして、交付金を減額するものとなります。特別交付金につきましては、県からの交付金が確定したことに伴い増額するものですが、県繰入金分につきましては、令和6年10月に県の交付要綱が一部改正され、算定方法が変更になったことに伴い増額するものとなります。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額2億7,130万2,000円の減となります。

16ページのほうをお開きいただきまして、3項移送費、項の補正額3万円の減。各種給付費につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、予算見込みよりも少ないことに伴い、それぞれ減額を行うものとなります。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、4款保健事業費、1項保健事業費、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となります。

5款基金積立金、1項基金積立金、項の補正額530万6,000円の増となります。今回の補正によります基金積立て後の基金残高は2億4,189万5,000円となる見込みでございます。

以上をもちまして、報告第7号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

以上で報告第7号を終わります。

日程第10 報告第8号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
（第5号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、報告第8号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末をもって国庫支出金及び県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

主な歳入につきましては、4款国庫支出金の調整交付金、5款支払基金交付金の介護給付費交付金及び6款県支出金の介護給付費負担金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス費給付事業及び施設介護サービス費給付事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,579万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,902万円とするものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、報告第8号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって国庫支出金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項の補正額の順にご説明申し上げます。2、歳入。2款分担金及び負担金、1項負担金、項の補正額7万9,000円の減となります。国からの地域支援事業交付金の確定と併せまして、紫波町からの在宅医療・介護連携推進事業費に係る負担金を減額調整するものとなります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、項の補正額197万2,000円の減となります。国からの介護給付費負担金が確定したことに伴い、減額調整するものとなります。

2項国庫補助金、項の補正額2,748万1,000円の減となります。1目調整交付金につきましては、交付率の確定に伴い、交付金を減額調整するものとなります。3目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、国からの地域支援事業交付金の確定に伴い、減額調整するものとなります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、項の補正額2,898万1,000円の減となります。第2号被保険者の保険料相当分の減額となります。1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金、共に支払基金からの交付額の確定に伴い減額調整するものとなります。

12ページをお開き願います。6款県支出金、1項県負担金、項の補正額1,579万8,000円の減となります。県からの介護給付費負担金が確定したことに伴い、負担金を減額調整するものとなります。

2項県補助金、項の補正額148万5,000円の減となります。県からの地域支援事業交付金が確定したことに伴い、減額調整するものとなります。説明欄記載のとおりであります。1目介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費につきまして、2目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、認知症総合支援事業費及び在宅医療・介護連携推進事業費について、国からの地域支援事業費交付金の確定も併せまして、減額調整するものとなります。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、項の補正額7,086万8,000円の減となります。居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が予算見込みよりも少ないことに伴い減額するものでございますが、歳入でご説明いたしました国庫支出金、支払基金交付金、県支出金との調整によるものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、項の補正額378万5,000円の減となります。こちらにつきましては、第1号通所事業負担金の実績額確定により減額するものでございます。

3 項包括的支援事業・任意事業費、項の補正額、16ページを御覧ください。114万3,000円の減となります。こちらにつきましては、認知症施策総合推進事業委託料の精算及び在宅医療・介護連携推進事業の実績確定に伴い減額するものでございます。

以上をもちまして、報告第8号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

日程第11 報告第9号 令和6年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、報告第9号 令和6年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第9号 令和6年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和6年度において繰越しをいたしました事業は、1款資本的支出の1項建設改良費、配水管布設替工事費となっており、大字広宮沢地内における工事であります。関連工事との工程を合わせて実施する必要があるため、繰越しとしたものであります。

繰越額については829万8,000円であり、その財源の内訳は、工事補償費390万8,000円、損益勘定留保資金439万円となっております。

また、同じく 1 款資本的支出の 1 項建設改良費、水道施設工事費となっており、大字煙山、白沢、西徳田、広宮沢地内における配水管の布設替工事で、関係機関との調整及び適正な施工期間を確保するために繰越しとしたものであります。

繰越額については 1 億 2,285 万 9,300 円であり、その財源の内訳は全額損益勘定留保資金となっております。繰越金の合計は 1 億 3,115 万 7,300 円であります。

以上、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第 9 号を終わります。

日程第 12 報告第 10 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第 12、報告第 10 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第 10 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和 6 年度において繰越しをいたしました事業は、1 款公共下水道資本的支出の 1 項建設改良費、管渠等工事費で、大字南矢幅地内において行われる管渠の更生工事となっております。国の補正予算によって、国庫補助金が追加交付される見通しとなり、適正な施工期間を確保する必要があるために繰越しをしたものであります。

繰越額については 1 億 657 万 9,000 円であり、その財源の内訳は、企業債 4,678 万円、国庫補助金 4,678 万円、損益勘定留保資金 1,301 万 9,000 円となっております。

以上、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

日程第13 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

日程第14 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する
専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第13、報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第14、報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、この報告2件については自動車事故に係る専決処分の報告でありますので、一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、報告第11号から日程第14、報告第12号までの報告2件については、一括して報告することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第11号及び報告第12号の自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

今回報告いたします2件のうち、報告第11号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字広宮沢第11地割地内の町道外の沢線において、相手方が走行中に道路上に垂れ下がった町所有地の立木の枝の発見に遅れ、その下を通過したため、自動車のフロントガラス及びボディを破損させたものであります。

次に、報告第12号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字広宮沢第1地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったために、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、保険会社の査

定において本町の過失割合は、それぞれ報告第11号は10割、報告第12号は6割となっております。

本町が相手方に支払う賠償金につきましては、報告第11号は修理代金22万6,875円、報告第12号は修理代金総額1万5,000円のうち9,000円となっております。

なお、報告第11号及び第12号につきましては、本年3月28日にそれぞれ地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。ただいまの報告2件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、質疑を受けます。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 報告第11号のほうですけれども、垂れ下がった木がということなのですけれども、その下を通過したということなのですけれども、ちょっと状況がよく飲み込めないのですけれども、垂れ下がって下にあったやつを踏んだのか、その木というのは、どちらの、町の木なのでしょう、そこら辺だけお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

木の枝、垂れ下がったといいますか、木から枝が伸びていたものというものになります。その木の所有については、町の道路敷の脇にある残地のような町の所有の土地に立っている木ということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そうしたら、町の木でなければ、それは町の責任ではない。木の所有者の責任ということですよ。私の家の近くでも木が垂れ下がって、この間も危うく木の上を通り抜けるところだったのですけれども、そういう場合は、木の所有者が責任を持つということよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

過去の判例などを見ますと、民法上は、その木の安全管理というのは、木の所有者の方にありますので、損害賠償の過去の判例などを見ますと、その木の所有者の方に損害賠償が発生しているようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第11号から報告第12号までの2件の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を14時10分といたします。

午後 1 時 5 8 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第15 議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第15、議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

固定資産税の課税客体である固定資産を適正に評価するために設置される固定資産評価員につきましては、4月の定期人事異動に伴い、税務課長に就任しました飯塚新太郎を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ

せていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16 議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第16、議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得しようとするマイクロソフトオフィス2024は、現在職員用情報端末の事務支援ソフトウェアとして使用しているマイクロソフトオフィス2016のセキュリティーサポート期間が本年10月14日に終了することから、新しくライセンスを取得するものであります。

概要であります。基幹系情報端末及び情報系情報端末を合わせて400台に対して、本年7月までに導入をするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条第3号の規定に基づき指名競争入札とし、テクノ株式会社、株式会社アイシーエス、株式会社リードコナン、株式会社シンエイシステム、株式会社はなだ クラウドソリューション事業部、エクナ株式会社、以上6者を指名し、辞退した株式会社リードコナンを除く5者で4月18日に入札を執行した結果、最低価

格であるテクノ株式会社が一金2,988万円で落札し、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金3,286万8,000円で仮契約の締結を行い、納入期限は令和7年7月31日となっております。

なお、落札率は88.92%となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これは400台ということで、単価にすると8万2,170円ということになるのですけれども、2024にもプロフェッショナルだとか、スタンダードとかあるかと思うのですけれども、これはどのようなものなのでしょう。

あともう一つ、サブスクもあるのですけれども、これは買取りになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初の質問でございますが、こちらはスタンダード2024を購入する予定でございます。

それから、2点目の部分でございますが、サブスクではなくて、これは買取りの契約とするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第35号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第17、議案第35号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第35号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び15款県支出金の地域経営推進費補助金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）、不足額の給付でございますが、その給付事業を新設補正し、2款総務費の町民憲章推進事業費を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,812万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億62万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） それでは、議案第35号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出補正予算につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、9ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額7,749万3,000円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、歳出でございまして、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に充当するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金366万2,000円の増、地域経営推進費補助金でございまして、こちららも歳出でご説明いたしますが、町民憲章推進事業に充当するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金697万3,000円の増、これによりまして財政調整基金の残高は6億1,596万5,000円となるものでございます。

次に、13ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、項の補正額340万8,000円。主なものでございますが、まずコミュニティ施設等維持管理事業の減でございますが、こちらは企画財政課と道路住宅課の事業移管によりまして、2款から8款へ移管するものでございます。その下でございますが、町民憲章推進事業の増542万6,000円でございますが、先ほどの歳入の充当先になるものでございますが、花いっぱい運動で県道不動盛岡線に植栽をするものでございます。

5項統計調査費8万2,000円の増。

3款民生費、1項社会福祉費8,256万6,000円の増。こちらは、歳入の充当先でございますが、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）の給付事業でございますが、令和6年度給付の際に、令和5年度所得を基に算定して給付しましたが、令和6年の所得が確定したことで再計算をして、その差額を給付するものでございます。

次ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、項内での組替えとなりますので、プラス・マイナス・ゼロでございます。

8款土木費、4項都市計画費207万2,000円の増、先ほど2款でもご説明いたしましたが、2款からの事業の移管によるものでございます。

以上で、議案第35号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 13ページの町民憲章の関係の花植えの部分でお伺いします。まず、

これは去年の施工方法というか、植栽と同じような方法で楽な形になるのでしょうかというのが1点と、それから実施日、それから植える花の種類、その辺も確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和6年度と同様かというところにつきましては、実施の方法につきましては、令和6年度と同様というふうに考えておりますので、ご負担については、すみません、各自治会さんなりにご協力をいただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

なお、今回の補正でございますが、歳入について、地域経営推進費、これを何とか歳入に見込めないかということで、今回当初予算には計上がなかったのですけれども、補正予算で対応させていただいたというものでございます。

なお、2点目の実施日につきましては、6月の最終の日曜日というふうに見込んでおるのですが、すみません、後ほど回答させていただきます。29日の予定になっております。よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

（何事か声あり）

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません、失礼いたしました。花の種類ということで、花につきましては、昨年度と同様になりますが、マリーゴールド、こちらのほうを予定しております、約1万1,000本程度というふうに見込んでおるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） とてもきれいな花で、去年は1本でちょうどいいなと思いました。

おとしは2本、2列で並んでいますと、あまりにもきれい過ぎて、目がそっちのほうに行ってしまうて目がくらむっていいですか、あそこを通るときは、輝かし過ぎだったのです。なので、1本になったらちょうどいい感じがいたしましたので、今年はどういうことなのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度は1列で定植させていただいたということになりますが、2列と1列でといったときに、やはり1列でも見てきれいだなというところは、そのとおりでございまして、あとは予算の関係もあるのですが、2列でも1列でも同じような効果だったのかなというところもありますので、今年も1列でということで1万1,000本程度で定植を予定しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑はございませんか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 14ページの8款土木費の維持します補修公園の公園名を伺います。

その公園名の内容、補修の内容を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

この修繕などの公園の部分につきましては、どこの公園というものではなくて、対象となる公園、町内にコミュニティ公園で64か所であるとか、都市公園6か所とかあるのですけれども、過去の実績などを見ながら修繕が必要となったときに随時対応するために予算措置しているものとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ということは、これ以上かかる場合もあるわけではありますが、早い者勝ちですか、危険度によってやるのでしょうか、それはどのような基準を設けているのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 早い者勝ちといいますか、その状況を見ながら、その必要性を判断しながら、対応するものとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 必要であれば補正もかかってくるでしょうし、放っておくということはないと思いますので。

他に質疑ございますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今の件なのですけれども、うちの近くの公園というのが、総会のほうでも話があったのですけれども、なかなか直らないというふうに聞いていたので、そこは早急にするとところはしていただきたいと思うのですけれども、そこら辺の考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

ちょっと状況を確認させていただきながら対応したいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第35号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員の派遣について

○議長（廣田清実議員） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、お配りした派遣の内容の変更を要する必要がある場合、その変更については、当職に一任していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の変更については、議長に一任することと決定いたしました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和7年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員